

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が表彰又は感謝の意を表しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(表彰及び感謝の時期)

第2条 この規程による表彰は、会長が定めた日とし、感謝は随時できるものとする。

(表彰及び感謝の方法)

第3条 表彰は、会長の表彰状及び記念品を、また感謝は感謝状を贈呈してこれを行うものとする。

(表彰の対象)

第4条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 社会福祉団体
- (2) 社会福祉団体の役員
- (3) 前各号のほか社会福祉に関し功労のあった者

(感謝の対象)

第5条 会長が感謝の意を表するものは、社会福祉活動に積極的に協力しその功績が顕著な個人又は団体とする。

(表彰該当の資格)

第6条 表彰に該当するものの資格は、原則として、次の各号のいずれかに定めた条件を具備するものとする。

(1) 社会福祉功労団体

東広島市内の福祉団体(ボランティアグループ)としての活動期間が当該年度の4月1日(以下「基準日」という。)において、8年以上にわたり、その活動が優秀で他の模範とするに足り、過去において東広島市長等市段階以上の表彰を受けたことのない団体

(2) 社会福祉団体役員功労者

東広島市内の各種の社会福祉団体役員として、その在職期間が基準日において、8年以上(在職期間が中断されている場合は前後通算)あり、過去において東広島市長等市段階以上の表彰を受けたことのない者

(3) 社会福祉活動優秀者

前各号のほか、社会福祉事業推進の奉仕者として現在なお活躍中であり、その活動期間が基準日において、8年以上あり、過去において東広島市市長等市段階以上の表彰を受けたことのない者

(4) 自立更生努力者

前各号のほか、身体障害者手帳を有し、その障害を克服し、業務に精励して公衆の模範と認められ、その業務の従事期間が基準日において、8年以上あり、過去において東広島市長等市段階以上の表彰を受けたことのない者

(感謝該当の資格)

第7条 感謝に該当するものの資格は、次の各号のいずれかに定めた条件を具備するものとする。

(1) 社会福祉活動の各般にわたり積極的に協力援助した個人又は団体で、過去において東広島市長等市段階以上の感謝状を受けたことのない個人又は団体

(2) 価格10万円以上の金品を協議会に寄付した個人又は団体

(3) その他会長が特に認めるもの

(表彰審査委員会)

第8条 表彰又は感謝の審査をするため、東広島市社会福祉協議会表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、会長の請求により第6条第1号、同条第2号、同条第3号及び第7条第1号該当の適否を審査し、会長に報告するものとする。

3 委員会は、会長の委嘱する表彰審査委員8名で構成する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。

6 委員会は委員の2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰及び感謝に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年12月18日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日前に、従前の社会福祉法人黒瀬町社会福祉協議会表彰規程、従前の社会福祉法人福富町社会福祉協議会表彰規程、従前の社会福祉法人河内町社会福祉協議会表彰規程の規定により表彰された者については、この規程の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会表彰規程
社会福祉団体活動優秀表彰被表彰者選考基準内規

表彰規程第6条第1号

表 彰 区 分	選 考 基 準
社会福祉団体活動優秀	市内の福祉団体(ボランティアグループ)で、その活動が優秀な団体。 ア. その活動の期間が8年以上にわたるもの。

附 則

この内規は、平成12年7月12日に定める。

附 則

この一部改正の内規は、平成13年9月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日より廃止する。

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会表彰者規程
社会福祉優秀者等表彰被表彰者選考基準内規

表彰規程第6条第3号関係

表 彰 区 分	選 考 基 準
社会福祉活動優秀者	社会福祉事業推進のため、率先して奉仕活動を行い、その功績が顕著であって、次の各号に該当する者とする。 ア. 社会福祉事業の奉仕者として現在なお定期的、継続的に活躍中の者。 イ. 奉仕活動の期間が8年以上にわたる者。
自立更生者	身体障害者手帳を有し、よくその障害を克服し、業務に精励して公衆の模範と認められ、次に該当する者とする。 ア. 業務に8年以上従事している者。

附 則

この内規は、平成11年6月16日に定める。

附 則

この一部改正の内規は、平成13年9月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日より廃止する。